

総務常任委員会会議録

1. 本委員会の開催日時は次のとおりである。

平成 24 年 11 月 16 日（金） 午前 9 時

2. 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	常盤	信一	君	副委員長	塩井川	幸生	君
委員	宮本	明彦	君	委員	脇元	敬	君
委員	仮屋	国治	君	委員	脇元	操	君
委員	植山	利博	君	委員	久保	史郎	君
委員	下深迫	孝二	君				

3. 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

4. 説明のため出席した説明員は次のとおりである。

総務部長	山口	剛	君	税務課長	満留	寛	君
固定資産税G長	江口	元幸	君				
建設部長	篠原	明博	君	建設政策課長	下拂	勉	君
都市計画課長	川東	千尋	君	県説政策G長	田實	一幸	君
都市計画第1G長	久木元	直仁	君				

5. 本委員会に出席した委員外議員は次のとおりである。

なし

6. 本委員会を傍聴した議員は次のとおりである。

なし

7. 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 宮永 幸一 君

8. 本委員会の概要は次のとおりである。

議案第52号 霧島市都市計画法税条例の一部改正について

陳情第13号 議案第52号、霧島市都市計画法税条例の一部改正に関する陳情書について

[開会 09:00]

○委員長（常盤信一君）

定足数に達しておりますので、総務常任委員会を開会いたします。仮屋委員は公務、久保委員は病院に行くということで、午後からの出席になりますので、ご理解をください。ここで皆様方にお諮りいたします。本日の会議はお手元に配付しました次第書に基づいて進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「はい」という声あり]

ご異議なしと認めます。それでは直ちに本日の議案及び陳情審査に係る現地調査を行いますので、ここでしばらく休憩いたします。なお、審査は現地調査終了後に再開いたしたいと思います。5分後に出発をしますので、正面玄関にお集まりをください。

[休憩 09:02]

[再開 13:00]

**△ 議案第52号 霧島市都市計画法税条例の一部改正について 及び
陳情第13号 議案第52号、霧島市都市計画法税条例の一部改正に関する陳情書について
を一括**

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。午前中の現状調査は大変ご苦労さまでした。次に、議案第 52 号、霧島市都市計画税条例の一部改正について、及び陳情第 13 号、議案第 52 号霧島市都市計画税条例の一部改正に関する陳情書についてを一括して審査をいたします。議案第 52 号については 9 月定例会から継続審査となっており、執行部の説明は既にいただいているわけですが、陳情第 13 号につきましては、9 月定例会の最終日に当委員会に付託をされました。議案第 52 号に関する陳情であります。今回、一括して審査をいたすことにしております。執行部のほうから何か追加する点、もしくは補足する説明等がございましたら、発言を求めます。

○総務部長（山口 剛君）

議案第 52 号、霧島市都市計画税条例の一部改正について、これまで審査していただいておりますが、審査の中で、溝辺地区の用途地域への都市計画税課税についての審査の経過及び石峯地区自治公民館等からの陳情書の提出を市といたしましても重く受け止め、対応を考慮しました結果、また、総務委員会との勉強会の議論も参考にさせていただいた結果、未定稿ではございますが、お手元のほうに配付させていただきたいと思っておりますけれども、霧島市都市計画税の特例措置に関する条例を、来たる 12 月定例会にご提案させていただければと考えております。本条例は、提案理由にありますとおり、都市計画税の課税につき、その目的税である性格から、都市計画事業または土地区画整理事業に要する費用に充てるものであることを明らかにする必要があることから、当分の間、溝辺町の区域における用途地域について、課税の特例を本条例で制定しようとするものであります。ちょっと配らせていただいでよろしいでしょうか。

○委員長（常盤信一君）

はい、どうぞ。配る途中申し訳ないのですが、溝辺の藤井さんという方が傍聴の申請をされておりますので、許可しますがよろしいですか。

〔「はい」と言う声あり〕

それではそのとおりさせていただきます。引き続きどうぞ。

○総務部長（山口 剛君）

今、お配りした特例措置の条例につきまして、その内容につきましては、第 2 条に規定しておりますとおり、霧島市都市計画税条例第 2 条第 1 項の規定の適応については、同項中、同法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域とあるのは、同法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域（ただし、溝辺町の区域においては、溝辺都市計画事業、麓第一土地区画整理事業の施工区域に限る）とするものでございます。以上が条例制定の内容であります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。なお、未定稿と書いてありまして、取り扱い注意ということでございますので、まだ最終的な意思決定を経たものではございませんので、そのつもりで見ていただきたいと思います。それと、未定稿であることから、審議終了後は再度回収させていただければと思っておりますので、よろしく願います。

○委員長（常盤信一君）

ただ今説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

○委員（脇元 敬君）

先日、この総務委員会と勉強会ということで、いろいろ意見交換をさせていただきました。その旨、いろいろご意見等も踏まえて、この特例措置の条例を出そうかというお話でございますが、その常任委員会の提案、また意見というのはどういうふうを受け止められましたでしょうか。

○総務部長（山口 剛君）

いくつかの話があったと思います。まず一番目が、用途地域をもう一度見直した後に、用途地域にかけるべきではないかということがございました。それにつきまして、私もいろいろ審議したんですけども、用途地域を見直すためには相当な時間がかかる。それを考えますと、今、税が旧国分と旧隼人とそれ以外のところが不均一と申しますか、不均一に近い状態でございますので、これの解消にかけては相当な時間かかるということで、これはなかなか難しいのではないかと。それから、国分、隼人はそのままにしておいて、溝辺の土地区画整理事業のところだけかけたらどうだろうかというふうなご意見もございましたけれども、それにつきまして、や

やはり今回、霧島市の税を統一するという観点の解決にはなかなか結びつかないということで、その解決がなかなかできないであろうということでございました。それから、国分、隼人ののを一部統一して、そして今、人口密集地域の部分だけは残して、そして区画整理事業のところだけかけたらどうだろうかというご意見もあったんですけども、そうやってまいりますと、その今の人口密集地域をどのようにして選別するのかというのがなかなか難しく、例えば、今日も見ていただいたんですけども、小田とか、それから敷根、下井、その辺りを、こっちは入れて、こっちは入れないというところをなかなか選別できないんじゃないだろうか。そうであれば、やはりそこに用途区域を張ってすべきだと。そして、やがて都市計画事業を入れるとしたら、そこに何らかの用途地域を張ることによって、住民の方々に説明責任をした上であるべきではないかというような、私どもの中での意見がございました。そういった中で、やはり合併後7年、もう8年目に入りましたので、やはりこの税が、一霧島市に制度が3つあるというのはなかなか厳しいのではないだろうか。早く一本化したいと。そういった中で、最初に用途地域というのを、住民に分かりやすい形で用途地域というのをしたんですけども、溝辺については新たに課税することになりますので、麓第一地区の区画整理をしている部分については説明ができますけれども、それ以外のところについては、都市計画事業なりをするという明確な説明ができない限りは、やはりここを課税するというのはできないということで、今、お示しした未定稿の中の提案理由の中にもございますけれども、「都市計画事業または土地区画整理事業に要する費用に充てるものであることを明らかにする必要があることから」ということで、今回は新たに入れるとした場合、ここにこういう事業を入れるという明らかにすることができないということから、やはりこの当分の間、そこが出来るまでは石峯地区、その他区画整理地域以外はかけるべきではないという結論に達したことから、今回このような特例措置に関する条例をご提案しようとしているところでございます。国分、隼人地域で、今、人口集積があるんですけども、例えば、私どもの中で一番分かりやすいのが下水道事業をやっておりますけれども、用途地域で今、下水道事業をやっているんですけども、それ以外のところでは下水道はやっていないというのなんかも一つの見安ではあるよねという話なんかもしたところでございます。そういったことから、今回のこのような特例措置をお願いしたいということでございます。

○委員（脇元 敬君）

経緯はよく分かりました。言われることも理解はできます。もちろん、その用途地域ということが大前提で特別な措置ということですから、用途地域というの見直すという作業は、今後も続けていかなきゃいけないんじゃないかと思うんですけども、当分の間、この石峯地区は外すよという今回の条例案でございますので、当然その用途地域というのからそこを除外していかなきゃいけないというふうになるのか、今後、またかけるということになるのか分かりませんが、その用途地域については、今後また見直す作業をしていくのかどうか教えてください。

○建設部長（篠原明博君）

霧島市となりまして、当然、今おっしゃいます用途地域を含めまして都市計画区域というの、今そういう作業をやっているところでございます。将来にわたりましては、やはりその霧島市が一体となって、都市計画区域を張って、その中で用途地域の見直しといいますか検討を重ねて、それに必要な対応をしていかないといけないと考えています。しかしながら、先ほど若干出ましたように、この都市計画を定めるに当たっては相当な時間かかると。都市計画調査を踏まえて都市計画区域の設定から一つずつ、そういった人口形態、あるいは産業形態を踏まえてする作業になりますので、その用途地域の見直しは十分理解いたしておりますので、将来に渡ってはそういう検討もしていくというようなことで考えております。

○総務部長（山口 剛君）

仮に今、石峯地区をこの条例で外すこととなりますけれども、これを仮にまたかけるとしたときには、この条例を廃止する必要があるとございますので、その場で議論になろうかと思えます。仮にこの特例措置を廃止するとなった場合は、そこにどういった事業入れるかというのを明らかにしないとこれを外すことはできないということで、当分の間となっておりますけれども、これはそこをちゃんと説明できるところまでいかないと、都市計画税をかけることはできないというふう

にご理解いただきたいと思います。

○委員（久保史郎君）

今回、石峯地区をそのように外されるということでございますけれども、これを外されることによって、この石峯地区の面積と、それから当初示された溝辺地区は1,328haなんですけれども、金額のほうも溝辺地区は1,149万6,000円、これはどの程度の面積と金額の差が出てくるんでしょうか。

○税務課長（満留 寛君）

すみません、しばらく時間をいただけますでしょうか。

○委員長（常盤信一君）

はい。ここでしばらく休憩します。

[休憩 13:13]

[再開 13:14]

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○税務課長（満留 寛君）

ただ今のご質問であります、まず、土地区画整理事業の区域の面積と都市計画税の推計額をお答えいたします。面積で26万4,595㎡。金額でございますが、365万程度でございます。麓第一区画整理事業の区域です。金額は365万程度でございます。

○委員長（常盤信一君）

ここでしばらく休憩します。

[休憩 13:15]

[再開 13:18]

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員（植山利博君）

用途を張られた経緯は、先ほどの説明の中で、区画整理が今現在行われていますけれども、麓第一区画整理事業ということであって、今事業が行われていないというところについても、今後、事業を進める予定であると理解しておりますけど、そういうことでいいんですか。

○建設部長（篠原明博君）

私どもの霧島市の中で、そういった総合計画、都市計画マスタープランの中では、そういった溝辺地区の、今、区画整理をやっている麓第一地区周辺のそういった区画整理による事業によるまちづくりを進めるというような方向性で記載がしてございますので、今後、例えばそういった地域の方々の中で、そういった方向の話が出たのであれば、やはりそういったものは検討の中でやっていくということだと思います。事業化の話はまた別であります。

○委員（植山利博君）

だから、用途を張られるときの経緯として、旧溝辺町は区画整理事業を始められたわけですが、その区画整理事業を将来的には、用途を張った地域に更に延伸するというような考え方であったと。そして、霧島市に合併してからも、計画自体はそういう方向であるという理解でいいですねということを確認したいんですけど、よろしいですか。

○建設部長（篠原明博君）

今、私どもで計画といいますか、都市計画マスタープラン等で位置付けてある、そういったまちづくりの中では、そういった手法も一つの検討課題だというふうに理解をいたしております。

○委員（植山利博君）

現場でお話を聞いて、まあ、検討課題ではあるという、非常に微妙な言い回しをされているんですけども、事業計画そのものは引き続いているという理解でいいですか。

○都市計画課長（川東千尋君）

今現在、構想としてあるのは都市計画マスタープラン上の構想計画だけでございまして、当然具体的な計画というのは、今は石峯、その他についてはないわけでもございまして、都市計画マスタープランをそのまま一応読み上げてみますと、「麓第一地区土地区画整理事業の早期完了を目指すと共に、他の基盤未整備地区についても土地区画整理事業等の面的整理事業の必要性を検討します」ということで、「他の」というのが残りの3工区ということですので、構想自体は廃止にはなっていないということでございます。

○委員（下深迫孝二君）

今回、石峯地区のほうは都市計画税の廃止を、廃止というか今回はもう進めないということでございます。今そういう、部長の説明だったと思いますけれども。今後、それじゃあ石峯地区に事業を導入しなきゃならないとなったときには、都市計画税をお願いするというふうに理解をしてよろしいですか。

○総務部長（山口 剛君）

今回、特例措置条例は、都市計画事業または土地区画整理事業に要する費用に充てるものであることを明らかにできないということから、今回このような特例措置を作っております。これが明らかにできるような状態になった時点では、この条例を廃止する条例をご提案するということになるかと思っております。その時点で、また議会の御判断を仰ぐことになるかと思っております。

○委員（下深迫孝二君）

本来ならば、もう合併をして、決まってない問題については5年を目途にすり合わせをしていくということだったわけですね。これを今まで伸びていたということですから、やはりそこら辺をきちっとした形で事業を進めていただかないと、都市計画税を一方では取られて何の事業も行われてないというところもあるわけです。それでも黙ってずっと払ってきているわけです。そして、前有村町長が言われていたのは、溝辺だけはちょっと都市計画税は完成するまではかけてくれるなということも、議会に来られたときもおっしゃっていたわけだけども、それじゃやはり不公平なんですよ。やはり事業をする以上は、きちっと税金を払っていただいて、そして公正な形で事業を進めていただくというものでないと、不平不満が出るわけですね。ですから、そこら辺は、今回、石峯地区は今のところ事業計画もないということでございますので、そこら辺を今度は事業される場合は、地域にきちっと出向いた形で協議をしていただいて事業を進めていくと。何もその税金を払わないで事業だけどんどんやってくれというのは、これは他の地域も不平不満が出るということがありますので、総務部長、そこら辺はきちっとした形でやっていただきたいなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○総務部長（山口 剛君）

前回の総務委員会での勉強会でいろんなご意見をいただきました。その中で、最も住民の方々にご理解いただける方法がこれではないかということで、特例措置ということでお願いしているところでございます。これについては、やはり1市6町が合併して、いろんな制約があった中で一本化しようとする中で、どこが一番今できる中で統一に近いものだろうかということをお考えの中でのことでもございますので、ご理解いただきたいと考えます。

○委員（植山利博君）

これは未定稿ということで、まだ正式に決まった、執行部としても確定をしていないということだろうと思っておりますけれども、私はこの特例というのはおかしいと思っております。先ほど、現地でも確認しました。今、答弁でもありましたけれども、あそこの用途を張った時点で、区画整理事業を始められるときに、旧溝辺町としては全体的な将来ビジョンの中で、区画整理課事業ということで段階的に地域の整理をしようということで、第1工区があり、第2工区、第3工区、第4工区までを視野に入れながら、用途を張られたと思うんですよ。その用途を張ったものはまだ検討中であるけれども、それをもう断念したものではないと、私はそういうふうに受け止めております。これは、例えば隼人におきましても、これまでも区画整理事業を進めておりますけれども、区画整理、まあ浜之市は具体的に区画整理事業をやっておりますけれども、最初調査を入れたのは100ha入れているわけですよ。それで、現実に事業が行われているのは、その中の100haの中の約18haですよ。5分の1にも満たないわけです。事業が始まってから相当の年月が経ちま

すけれども、まだその周辺、残りの 80ha を超えるところは現実には何らの事業も手は付いていない、区画整理事業にすればですよ。だけど、将来的なビジョンはやらなければならない地域だという、検討しなきゃならない地域だという位置付けではあるわけです。そのような経緯で、隼人と国分は直接的な事業が導入されてなくても、都市計画税をずっと長年に渡って課税をしてきた地域があるわけですね。そして今回、用途地域を限って課税をしようという方針であるのであれば、あの地域もまだその計画は引き続きあるというのでありますから、特例を設ける必要は何らないと私は思っております。そこでお尋ねしますけれども、これは未定稿ということですが、どの段階までがこういう特例を設けようと。例えば今、部長がこれを今出されたわけですから、部長のところまではこういう方針でということだろうと思うんですが、私が聞きたいのは、例えば市長もこういう方向で今、これを予定されているのか。市長の決裁はまだ出ていないのか、その辺についてはいかがですか。

○総務部長（山口 剛君）

これにつきましては、前回の総務委員会での勉強会を市長のほうに報告いたしております。やはり、税というのは納得して払っていただかなければならないということから、委員会のお話をする中で、住民の方々が、新たに課税区域となる方々がどこまで納得できるのかというのを私どもとして話をさせていただきました。そのときに市長のほうも、その委員会の話なんかを聞きながら、方向性としてはこういう方向が住民の方々に一番納得していただけるんじゃないかというようなお話の中で、こういう特例措置に関する条例をしました。そして、これをまだ法的に検証してないものですから、今の時点では未定稿としておりますけれども、方向性としては市長、それから副市長にもお話しした中で、こういった方向の、未定稿ではございますけれども特例措置に関する条例というのを今日お示したところでございます。

○委員（植山利博君）

私はこれまで都市計画税については、合併以来、再三に渡って一般質問をしてきた経緯があります。合併直後の霧島市議会でもやりました。できるだけ早く統一的な課税をすべきであると。そのために、その整備をすべきだということ言い続けてきました。去年も一般質問の中で、市長に、25年度からやられるのであれば選挙の年ですよと。よっぽど腹をくくって時間をかけて、新たな課税をお願いするんだから、市民の方々の理解を得られるように汗をかいてくださいと。あの時点では、恐らく都市計画区域が広がれば、溝辺だけではなくて、私があので段階で想定していたのは霧島も横川も溝辺、福山、ある程度の地域には、その面積の広い、小さいは別として課税をされるんだろうなと思っておりましたから、新たな課税を多くの方々にお願いをしなければならぬということは大変な問題ですよと。だから、時間をかけて丁寧な、十分な理解をいただいた上でこれはやるべきですよということを再三申し上げてきたわけですが、やっぱりそういう観点で、まあ、地域の住民の方々の理解を得られるのはこの方法がいいということのようですよけれども、本当に特例を設けない形で理解をいただけるような汗をかく必要があったのではないかと。これはぜひ、私は市長に当委員会に来ていただいて、そのところの確認をさせていただきたいと委員長にお願いしたいと思うんですが、委員長いかがですか。市長をぜひ呼んでいただいて、これまで市長としてどういう努力をされてきたのか、ぜひお伺いをしたいと思います。取り計らいのほうよろしくお願いします。

○委員長（常盤信一君）

後ほど協議も含めてさせていただきます。

○委員（仮屋国治君）

先ほどの植山委員の質疑に関連いたしまして、建設部の答弁があのままの答弁でいいのかどうか。陳情の内容によりまして合併前、町の説明でも「1工区の整備しかできず、残りの3工区については整備は無理と説明しており」というような文言も書かれておるわけでありましてけれども、この未定稿の特例措置を出そうとする段階で、ここの点を明確にされなければ先に進まないものと考えますが、いかがお考えですか。

○建設部長（篠原明博君）

今おっしゃいますように、合併前、町の説明でそういった形の中で1工区の整備しかできず、

残り3工区については整備は無理というような形で説明をしているということでございます。ただ、先ほど答弁いたしましたように、霧島市が合併いたしましたして、総合計画、あるいは地域が地域計画というのを作る中で、一応そういった将来的な構想というものを市として、霧島市としてもうやめるといふようなことで考えるということは、現在のところは思っておりません。ただ、マスタープラン中でやはりそういった地域が持つ課題については、1工区のほかにいろいろな面的整備も検討しようといふような基本的な考えは残っているわけでございますので、やはりそれを踏襲した形で市としては今後、地域とお話をするということでございます。ただ現時点で、じゃあこれが終わったらすぐさま2、3、4工区に入っていくということは、この場ではなかなか難しいということでございますので、その辺のところはそういう形で理解をしていただきたいと思っております。

○委員（仮屋国治君）

ほとんどの人間が、この2、3、4工区はできないであろうと思っているんですよ。1工区でこれだけ手間取ってやってきている中であって、あり得ないものを溝辺町が計画をしていたまちづくりの姿を、そのまま新市の霧島市が引き継いで踏襲していくという考えはいかがなものかと思うわけでありまして、ぜひともこの特例措置をお考えになるのであれば、そこまである程度踏み込んでやる必要があると思っておりますが、いかがですか。

○建設部長（篠原明博君）

先ほども課長のほうが話をいたしましたように、この都市計画マスタープランというものを各地域の方々からいろいろなご意見をいただいて、霧島市としての各地域の整備方針を示しているわけでございます。現時点ではこれらの方針に基づいて、様々な事業計画、整備を進めております。現時点でこれを今そういう方向性にあるものを、もう止めますといふようなことは当然できないわけでございまして、今後、地域の方々との深い議論をする中で、そういった整備について違った方向でもう考えないといけないといふことの方性が出れば、やはりそういったところから変えていくべきで、この場でこのマスタープランに載っているのを否定し、もうやりませんといふことは非常に難しい問題ではないかと考えております。

○委員（仮屋国治君）

ですから、建設部がその答弁を繰り返されるのであれば、都市計画税の担当で総務部長が、この特例措置はこれで妥当かどうかとお考えなのか、そこを明確にお示しいただきたい。

○総務部長（山口 剛君）

まず、今回は、新たに税を入れる区域であるということで、よりここを明確にしなければならぬと思っております。仮に区画整理課事業区域以外のところから取るとしたときには、その取った都市計画税をどのように使うかといふのをお示ししなければなりません。今、建設部長のほうでまだ明確に消えているわけではないと仰せなんですけれども、じゃあ反対にここを明確にどこに入れるといふことをお示しないと、新たに課税をすることはなかなか厳しいのではないだろうかといふことから、今回こういった特例措置を設けたところでございます。

○委員（植山利博君）

だから、おっしゃる意味は分らないでもないんですよ。ただこれまで、合併前もそうですけど、合併してからも、やはりその具体的な、明確な事業を示すことのできない地域にも課税をしてきたわけですよ。それはそれなりに理論武装して、それなりの論理付けをして、市民の方々、納税者の理解を得ながら課税してきたわけですよ。だから、それを支持してきた執行部もそうですけど、我々議員も本当に合理性があるのか、都市計画税、目的税としての位置付けはそれでいいのという議論も再三してきた中で、それぞれの受益の在り方、直接的な受益、間接的な受益という論理でこれまで課税してきた論理と、これから課税しようとするときの論理と全く相反する論理で、ここから今までののは、もう無しですよ、ここからスタートですよといふふうに見えるわけですよ。我々はその中で、議員活動をやってきたものとして、じゃあ今までの我々の論理といふのは何だったの。自己否定をすることから始めなきゃならないという苦渋を、これは自己矛盾を抱えながら取り組まなきゃならないということになるわけですよ。そこに、それぞれの議員の方がどういう思いであるかということですけども、私個人としては大変な自己矛盾を感じるわ

けですよね。ですから、やはりそこを合理的に説明ができるような形で、住民の、納税者の理解を得られる努力と汗をかかなきゃいけないんじゃないですかということをお願いしたいわけですよ。

○委員長（常盤信一君）

ここでしばらく休憩します。

[休憩 13:37]

[再開 13:43]

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。ほかにありませんか。

○委員（宮本明彦君）

先ほどから都市計画事業をはめ込んでいったらと、用途地域にする、まあ都市計画税を取ることができますよというお話があるんですけども、その都市計画事業というのは区画整理事業のことをいうのか、それともその他にどういう事業を当てはめたら課税対象地域として税を徴収することができるのかというところを一つお聞きします。

○都市計画課長（川東千尋君）

都市計画事業は、当然区画整理事業だけではなくて、今、街路、都市計画道路ですね、そういったものの整備でありますとか、都市公園とか、そういったものの整備がございます。ただ、先ほどから議論が出ていますように、道路というのは非常に応益性というのが、非常に不明確な部分もあったり、公園についても街区公園でなくて、規模の広い公園になったら、それを誰が使うかということもありまして、明確に分かるのはその区域を区切ってやる土地区画整理事業でありますとか、例えば下水道事業とかそういったものも含めて、いろいろ理解いただければと考えております。

○委員（宮本明彦君）

だと思えますよね。街路事業であったり、都市公園の整備であったり。それで、国分の地区は都市公園の整備もいろいろやってきたと思います。例えば、その都市公園の整備をやった上井であるとか、湊であるとかということも基本的にはそういった整備でお金を入れてきた。ところが、今回それが外れますよという話で、またここがちょっと論理がおかしくなるのかなと思っています。そういうところはどういう見解をお持ちなんでしょうか。

○委員長（常盤信一君）

ここでしばらく休憩します。

[休憩 13:47]

[再開 13:50]

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○建設部長（篠原明博君）

今、委員おっしゃいますように、私どもが今この都市計画税に関わる分の分掌の中で、都市計画法に基づきます都市計画事業、または土地区画整合法に基づく土地区画整理事業という形でうたっております。原則的には都市計画法に基づく都市計画事業と言いますと、例えば公園でありますと、都市計画決定をした区域内の事業ということで、通常でありますと考えないといけないのかなと。区画整理課事業も区画整合法ですので、そこで用途内に限ったの区画整理。当然、区画整理事業をしますと用途を張らないとできないわけですので、そういった形での事業と一応捉えております。

○委員長（常盤信一君）

したがって、湊や上井は何なんですか。

○建設部長（篠原明博君）

だから、今おっしゃいます湊、あるいは下井等の公園整備につきましては、都市計画法に基づかない条例公園、普通の市が単独で都市公園として整備をしている公園ということでございます。

○委員（宮本明彦君）

もう1回、湊あるいは上井、これは都市計画区域であるから都市計画法でやったよという意味であって、市が単独で行ったということではないんですか。

○建設部長（篠原明博君）

公園の整備に当たりましては、都市計画決定をして都市計画事業としてある程度進める事業と、都市計画内に通常の都市公園として整備する公園がございます。今この都市計画に関わる、都市計画法に基づく都市計画事業というものにつきましては、用途内の都市計画決定をされた公園の整理事業と考えておりますので、上井地区あるいは下井等の公園につきましては、区域内でありますけど都市計画法に基づく公園ではなくて、通常の都市公園という形で整備をした公園だと考えております。

○委員（宮本明彦君）

そしたら、一番最初におっしゃられた区画整理事業、それから街路事業、都市公園というお話しが、一番最初に答弁ありましたけれども、例えば石峯地区が今後、都市計画税を課税を取る区域として整備をするのにはどういった事業が当てはまるんですか。やはり、区画整理事業しかないんですか。そこをもう1回お尋ねします。

○建設部長（篠原明博君）

先ほど都市計画事業及び土地区画整理事業というかたちで申し上げました。おっしゃいましたように、区画整理課業は当然そういった用途の中の土地区画整理法に基づく事業でございますので、区画整理事業に入れば、当然そういった形の、通常の今の麓第一と同じような体制になると。例えば、公園という形になりますと、例えば地域に都市計画決定の中に、都市計画決定公園という形で公益の公園を造るとなりますと、その中の都市計画事業の一つになるのではないかと考えています。ただ、道路という方面から言いますと、都市計画決定の道路というのは非常に幅広くあるわけでございます。ただ、今のこの都市計画の国分、隼人においても都市計画道路そのものは、概ね用途の中を走っている事業でございますので、確実に、例えば先ほど石峯の話だけに言いますと、今考える事業は土地区画整理事業、あるいはその中の周辺の区域内に大きな公園、総合公園的なものを造るという形のもものが想定できれば、当然その今の麓第一と同じような対象地区になるのではないかと考えております。

○委員（宮本明彦君）

そしたら、別の質問にもう1回いきます。例えば今、用途地域に課税対象を張るよというお話です。今、用途地域を張っていないところがあるわけですね。この国分の地域でも、上場の地域でも。そういった場合に、用途地域を今後張っていくということは、今後も予定されてると思うんですけども、時間がかかるというお話ですよ。この用途地域を張るための時間がかかる障害といたら、どういうものがありますでしょうか。

○建設部長（篠原明博君）

当然、今後用途地域の見直し検討をしていかないといけないということだと思います。おっしゃいましたように、そういった一番どういう問題点があるかということだと思いますけれども、今までの旧国分時代にも用途地域の見直し、拡大についても検討した経緯がございます。そういった中では、市街地に近い周辺の連担する地域が平成12年だったですか、農用地の除外をされて、約300を超える農用地が除外といいますか、農用地を外した経緯がございます。当然それと並行して、農振除外の申請を合わせて都市的利用を図ろうというようなことで一応進めてきた経緯がございますけれども、やはりこういった大規模な農地の除外につきましては、農政、農水省との協議は非常に難しいといったこと。それから、ちょうどその頃に、こういった圃場整理区域内の農地の除外でございましたので、いろんな法の手続き上、若干そこで調整ができなかったというようなことでございまして、現実的に先ほどから出ておりますけど、建築物形態規制という形で、どうしても用途を張れない、但し、今のまま放っておくといろんな形の大きないろんな娯楽施設等もできる、住宅内にはできるというようなことがございましたので、平成12年にそういった建築形態規制を張った経緯がございます。今の形でいきますと、まず一番国分で、当然この庁舎の建っているところも農振白地であります。こういった大きな問題点をまず解決するこ

とが大事なことだと思っておりますので、まずはこういった建築形態規制のある区域を用途に何とか変更したいということで、今後、早目に協議をしていって、それがまず第1項じゃないかなと。それからおっしゃいましたように、全域霧島市合併されましたので、全体的な中での人口形態、産業形態の中で適正な用途地域がどういう形であるかというのは合わせて、今後も検討していかないといけないかと考えております。

○委員（宮本明彦君）

今のご答弁は、大分大きな範囲でというご答弁だったと思います。もう一回、例えば下井、敷根、そういった今張られていないところに対して張るときの障害と。もう今住宅がきちんと建っているところを用途地域を張るための障害という部分について、もう一度ご答弁できますでしょうか。

○都市計画課長（川東千尋君）

用途地域というのは、今、既存の集落があるから、必ずしも当然張らなければならないというものではなくて、最後に見ていただきました建築形態規制の場所など、例えば従来土地利用が農地であったところが市街化してくる。そういったところを市、行政が先行して、まちづくりの場合、土地を利用を先導すると、誘導するといったような場合は、用途地域という都市計画法上の制度を用いてまちづくりを行っていくというところがありますが、例えば既存の閑静な住宅街があって、そこを用途地域を張ってどうするかというところからいきますと、特にそこが拡大、人口の増加も特になくて、いろいろな建物の混在もないといったような状態でなければ、それをもって、その用途地域を必ずしも指定しなければならぬということではございませんので、今のところ我々が旧国分市時代から検討していたのは、特に建築形態規制のある、元農用地であったところをどうするかというところでありまして、それについては先ほど部長が申しましたように、どうしても国として、農政サイドの大きな壁というものがあるというところでございます。

○委員（宮本明彦君）

今のご答弁でしたら、建築形態規制、これはどんどん進めますよというふうに受け止めました。ところが、今回、外されるところについては、もう今後用途地域、建築形態規制でもいいんですけども、そういうところを進めていくっていうのはないように聞こえたんですけども。最初は、いや、今後も見直しをやりますよっていうから、私はこういう質問をしたつもりだったんですけども。ただ、現時点で住宅があるところは用途地域にする必要はないよという、ちょっと私の受け止め方がいいのかどうか分かりませんが、見直しをやるといいながら、今度は、いや、必要ないよというご答弁になったというふうにも受け止めたんですけども、もう一度そこをきちんと切り分けた形でご答弁をお願いできますか。

○建設部長（篠原明博君）

先ほど私のほうで、今後、見直しの検討をするということで申し上げました。ただ、先ほど課長から話がありましたように、例えば大きな周辺に、今の下井、湊港付近の周辺に農地が拡大されて、一つの大きなそういったまちができつつある、あるいはそういった形の中で、今の集落が大分障害、農地の白地になったことによって大きな住環境の障害等が出てきて、どうしてもそういった用途を張って守らないといけないというような状況になれば、そういうのも必要になるということでございまして、現状において、ただ、今の状況をみますと、直ちにそれを見直しの中で用途を張るというのは考えていないということだと思っております。

○都市計画課長（川東千尋君）

ちょっと補足で説明させていただきます。これまでの議論が、どうしても今、既存の住宅が結構あるところは用途を張らなければいけないのではないかなというようなご認識があらうかと思いましたが、今のような答弁をさしていただきましたが、まず用途地域というのは土地利用の進展に応じて、当該地区の条件に即した適切な土地利用に誘導していくといったところの観点がございます。そして、5年に一回行われる都市計画区の基礎調査というもので、人口の動向でございまして、建物立地の状況とかいうものを勘案しながら、必要であれば用途を張っていくということでございますので、今現在、例えば用途が張ってある石峯地区、あそこ例えば敷根地区を比較して、同じように家が張りついているじゃないかというだけの判断で用途を張るというも

のではないということで、今後、敷根地区にそういった大きな動きがあるようであれば、統計等を基にして用途の検討も行う必要があるかと思っております。

○委員（植山利博君）

だから、今回、用途に都市計画税を課税しようという形で、税の簡素で、合理的で税制を統一しようとする段階で、これまでのその段階で、現在張っている、現在課税をしている地域がどうあるべきかというようなことを考えれば、このような矛盾が出てくるよねということは明らかだったと思うんですよ。ですから今おっしゃったように、今現在、住宅が張りついているところが将来的に大きな変化が予想されなければ、別に張る必要はないところだから張らなかったということのように聞こえるわけですがけれども、この課税をするという視点と、用途に課税するという新たな統一性を考えるときに、やはりここを外して、将来的にどうなのかなということを考えれば、課税という観点からも、もしくは今の閑静な住宅街を守るという観点からも、そこら辺が。例えば、今日見ました敷根の武家屋敷ふうな道路も狭いですがけれども、ああいうところの景観をきちっと保存・保全するというふうな観点からも何らかの用途を、第1種住専なり、そういうものをやっぱり私は張っていくべき。霧島市全体をそういう視点で統一性を持って、今となっては課税という観点からも見直しを図るべきだったのではないかなと思いますけれども、この辺の矛盾を感じている我々と、執行部としてはいかがですか。その辺は。

○都市計画課長（川東千尋君）

その用途地域の見直しにつきましては、先ほど申しましたように、いろいろなデータを基に今後も、全く検討しないというわけではないんですが、先行してやっているのは、どうしてもその人口の、あるいはその建築のほうの動きの激しい建築形態規制の部分がやはり一番先であろうと。それと、用途を張るにつきましても、ただ見た目で見判断できるというものでもございませんで、その規模の想定に当たっては当該用途地域の核となる、まず規制の市街地の中心部というのがあります。そこからの人口密度の動向、それから将来における住宅供給の計画そういったもの、それから地質的、地理的条件のいろいろな状況がございます。それから、もう一つ具体的な部分では、人口密度の想定が概ね60人/haとかいったような要件もございまして、この中で、例えば敷根・下井につきましてもそれをクリアするような状況であって、今議員がおっしゃるように環境を保全していかないといけないような状況であれば、当然その中に入れて我々も検討していくべきものであると思っております。

○建設部長（篠原明博君）

私どものほうで、今後、そういった土地利用の件、あるいはその用途の件というのを進めていくわけですが、当然今おっしゃいましたように、将来的にはそういう用途の中でピシッと整備をする区域等を踏まえながら、税と検討をするというのは必要な時期があるかと思っております。現実的に今まで出ておりましたように、こういった用途地域の中で、先ほど出ました都市計画事業、土地区画整理事業というのを想定いたしますと、現状においては国分、隼人の下水道区域、下水道事業というものが、この用途地域に限って整備をしている現実がございます。それと、先ほど麓第一地区の溝辺地区については、麓第一地区の区画整理事業という目に見える事業が、現実で今行われている事業でございますので、国分、隼人でいろんな市街地想定区域というのが各々考え方が違う中で今進んできておりますので、ここでやはり合併の中で一つの方針を出す以上は、この用途の中で目に見える事業、下水道事業、区画整理事業をやっている区域を1段階として統一性を図るというのは非常に大きなことだということで、庁内で協議した経緯がございます。但し、今後また、おっしゃいましたように、用途を張っている以外のところで事業が何か始まる、あるいはそういった何とか用途を張ってやらないといけないというものが出来た時点では、当然それらを見直してやるべきことだというふうに考えておりますので、現状においては庁内でそういった目に見える事業の中で、用途の中の事業区域をそういった1段階の課税対象区域としたらどうかという議論をした経緯がございます。

○委員（植山利博君）

都市計画区域の中では、都市計画法にのっとった都市計画事業はできますよね。

○建設部長（篠原明博君）

都市計画区域の中では、おっしゃいましたように、都市計画事業をするとなりますと都市計画決定を踏んで、その中で事業するということになるかと思えます。

○委員（植山利博君）

端的に教えてください。都市計画区域の中では都市計画法にのっとった都市計画事業はできませんよね。できるかできないで教えてください。

○委員長（常盤信一君）

ここでしばらく休憩します。

[休憩 14:08]

[再開 14:09]

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○建設部長（篠原明博君）

今、議員おっしゃいましたように、都市計画区域内で都市計画事業はできます。

○委員（下深迫孝二君）

ちょっと陳情書の中身に、ちょっと溝辺町時代のことがこう書いてあるわけですね。4工区に設定された。そして、それを知らなかった人もいます。一部の人が、要するに都市計画税を取らないで事業するわけだから、それだったらうちも入れてといったようなことで、全部の4工区が入っていた。そして、今回の説明会場において説明を受けて、都市計画区域に入っていた。そして、今度は課税をすることによってびっくりされたといったようなことが、この陳情書の中にこう書いてわけですけども、やはり今回、都市計画事業が行われたいとするならば、前は我々のところも外すなど、私は言ったんですよ。そして新しくかけるところはきちっとかけていきなさい、ということをお願いしたわけですけども、都市計画事業を全く、もう当分の計画がないのであれば、ここを外させる代わりに、この地域を要するに第一区画整理事業が今されているところだけをかけて、他は外すという今日の説明ですよ。そうであれば、例えば国分、隼人であっても事業する予定の全くない所、これはきちっと今回外して、プラスマイナスゼロという考えかたをしていただかないと、やはり取られるとこだけは恒久的に取られていって、そして一方ではこれからのところは事業するところしかかけませんよというのでは、やはり不公平が生じると思いますので、この石峯、当然事業計画の予定がないのであれば、今回もうきちっと外されるのであればそれで私はいいと思うんです。そして、なおかつ、例えば今言ったように、国分、隼人でも事業の予定がないところはきちっと外していただくということをしていただかないと、税金の不公平ということになりますけれども、それは絶対、私はそのように思いますけれども、部長、そこら辺はどのように考えていらっしゃいますか。

○建設部長（篠原明博君）

今、委員おっしゃいますように、用途地域を張ってある区域の中で、現実的に事業が済んでいる、計画がある区域については、国分、隼人の区域については下水道事業が都市計画区域、用途地域の事業を進めております。それから溝辺地区につきましては、用途が張って事業が見えているのは麓第一区画整理事業でございますので、今回は用途地域の中で目に見える区域だけ、事業が進んでいる区域だけの課税をお願いするという事だと思えます。

○委員（下深迫孝二君）

そうであれば、霧島市になって7年間こうやって放置されていたということで今日に来ているわけなので、やはり税の統一化を図るためには、きちっとここで一線をきちっと引いた形で、例えば、新しく事業される所などには、今後こういう事業を入れて欲しいというのであれば、都市計画税をきちっと入れて、払っていただかないとできませんよといったような、施行例みたいなものも作られる必要があるのではないかと思いますけど、どうでしょう。

○建設部長（篠原明博君）

やはり今後、事業計画を進めるにあたりましては、こういう形で用途地域を張った都市区域内の用途地域を張って、そういう方向でまちづくりの方向を示しておりますので、やはり事業を導

入するにあたっては、こういった用途区域内に重点的に事業を進めていくような政策をとっていかないといけないと考えております。

○委員（宮本明彦君）

建築物形態規制地域の 12 と 13 の違い、それと今、張ってある地域、これいつ張られたのかというところをお知らせください。

○都市計画課長（川東千尋君）

調べて、また後ほどご答弁させていただきます。

○委員（宮本明彦君）

いつ張ったかというのは。

○都市計画課長（川東千尋君）

それにつきましては、平成 16 年でございます。

○委員（植山利博君）

今のその地域のことなんですけど、建築物形態規制区域ですか、そこをもう 12 年ぐらい経って、農水省がなかなかうんと言わないと、農振地域だったということで。これまでの、例えば申請というか、どういうアプローチで、時系列的に、どういう取り組みをされてきたのか。また、どういう対応があったのかをお示しをいただけますか。用途を張るためにですよ。

○建設部長（篠原明博君）

時系列ごとに詳しいデータ思っておりませんが、平成 12 年の 8 月に旧国分市で農振計画全体の見直しによる農振農用地の区域除外面積を一応計画いたしております。それから、県、あるいは関係部局と協議を進めながら、当然、農水省のほうともいろいろ協議を進めているところでございます。そういった中で、一番問題になりましたのが、非常に面積が 319ha くらいの農用地を外そうということで計画をし、県のほうとはある程度話がまとまったわけですが、農水省に行ったときに、やはり、その中に 1 種農地等の圃場整理区域等の面積も含まれておりましたので、そういった非常に大きな面積を外すということについては、いろんな協議の中で議論された経緯がありまして、すぐそういった形で都市的利用を図っていいよと、農振農用地も外すというような形になっていないのが現実でございます。その中でも、こういった大きな農地を外すとしますと、やはり将来の農地の考え方からすると、それに代わる面積をどこかに確保しなさいとか、あるいは何年間経っても、そういった農地で回るところについては、元々またもう一度農地に返せとかいう議論もいろいろございます。ただ、そういった中で、こういった市が建築物形態規制等の中で、もし、建物が建つんだらそういう規制の中で、容積率、建ぺい率をある程度制限した中でずっと進めてきておりますので、やはり行く度に現状のいろんな報告をしながら、現状はこういうことだと。それに代わるものは、こういうふうな農地の対策をやっておりますということをしてしながら協議している経緯があるんですけども、やはり何せ非常に大きな面積を外しているというようなことで、なかなかの農水省との協議で、一度にこういった 319ha を外すというのは非常に難しいと。そこで、私どもが今考えておりますのは、この都市部の約 90 数 ha については、もうこの庁舎も含めてですが、現在の用途地域に近隣をして、隣接しておる地域でございまして、ほとんどそういう宅地化が進んでいるということなので、ぜひここだけは何とか農振除外に協議をして、除外してほしいと。まず、ここを用途を張らないことには、次の段階いけないというような状況でございまして、それはいろいろ協議をしておりますけど、具体的にいついつにどういう協議をしたかというのについては、ちょっと資料をまた見ないと分かりませんが、そういうのは継続的にしているということだと思います。

○委員（植山利博君）

これはほんと急がなきゃいけないですよ。実態が後追いしているわけですから。だから、もう現状を追認するという状況になりつつあって、本来ならば用途は先に張って、早い段階でまちづくりをして、土地利用を誘導するということが、やはり本来あるべき姿だろうけれども、もう非常に雑多なものが入り込んでしまって、学校周辺にあまり離れてないところにパチンコ屋があったりとか、いろんな形になっていきますので、やはり政策的に土地利用を進める上においては、かなり問題があるかと思っておりますので、これは執行部だけでなく、この委員会も含めて、議会

も一体となって、これこそ歩調を合わせて陳情活動をするなり、やはり何らかの形で早く解決ができるような取り組みを、引き続き強力に進めていただく必要があろうと思います。我々もいろんな機会を捉えて、委員会、議会を上げてこの解決には取り組む必要はあろうかと思ひますんで、これは要請しておきたいと思ひます。委員長の方でも、またこの取り扱いについては委員会を挙げて取り組む必要があろうかと思ひますので、議会を挙げてよろしく取り計らいをお願いしたいと思ひます。

○委員（脇元 敬君）

確認をさせていただきます。用途地域、先ほどから見直しも必要だというお話が出ています。ということは、何かしら今現在の用途地域を張っているところに、矛盾、問題、課題というのがあるというふうに認識をされてるということですか。

○建設部長（篠原明博君）

私どもも合併しまして、各1市6町が持っていた都市計画区域、あるいは用途というのを、その地域の中で議論されて設定をされております。合併した以降は、その用途地域を尊重し、現状においては今、張ってある用途地域、都市計画区域については霧島市で継承していると考えておりますので、矛盾しているということではなくて、現状においてはこの用途地域を市の都市計画上の、霧島市の用途地域として今、定めているということだと思います。

○委員（脇元 敬君）

認識分かりました。1点だけ確認をしてください。鹿児島空港が用途地域に入らないのは何でなんですか。

○建設部長（篠原明博君）

当然、空港という地域につきましては、一つの用途の方向、そういった土地利用のほうからしますと限られた目的でございますので、当時、あるいは現実においてもそこを無理して用途を張って規制するような状況ではないと考えております。

○委員（宮本明彦君）

国分の市街地といったところで、建築形態規制区域、それから用途が張られておるところ、それ以外の田んぼというところは、もうほぼここは農振がかかっているところですよということまで理解しておけばよろしいですか。福島、中央、姫城の辺りになるんですかね。

○都市計画課長（川東千尋君）

今この用途地域で白くあるところは、もうほぼ農振農用地であると大体考えていただいて結構かと思ひます。もう一つ、先ほどの12と13の違いですが、建ぺい率と容積率が12と13でそれぞれ違ひまして、建ぺい率が60と70、容積率が200と300とあるかと思ひまして、比較的市街地のほうが緩い規制に、同じ建築形態規制でも緩い規制になっているというような違いがございます。

○税務課長（満留 寛君）

先ほど冒頭で、麓第一土地区画整理事業の区域の面積を、26万4,595㎡と申し上げましたが、これには家屋の面積が入ってございましたので、それを差し引いた面積は、23万6,840㎡、約23.6haでございます。申し訳ございませんでした。訂正させていただきます。

○委員長（常盤信一君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで質疑を終わりますが、考え方としては、この条例の制定に関しては、先ほど未定稿で出された、このことも視野に入れてというふうに理解をしてよろしいんですか。

○総務部長（山口 剛君）

はい。

○委員長（常盤信一君）

いいわけですね。それでは、ここでしばらく休憩します。

[休憩 14:25]

△ 自由討議

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に議案第52号及び陳情第13号についての自由討議に入ります。委員の皆様方のご意見のある方はここで発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○委員（植山利博君）

今日の執行部の未定稿ということで、議案第52号については、大分その内容に変更したいという趣旨の発言でありますので、今日ここで、この52号について議論をするということは、余り意味がないのじゃないかということで、今日の説明があった議案が正式に出す出さないも含めて、まだ微妙なところもありますので、正式に12月議会には出るにしても出ないにしても何らかの対応があると思います。それを受けた上で議論をすべきだと思います。

○委員長（常盤信一君）

ほかにございませんか。陳情13号については何かあれば。

○委員（植山利博君）

陳情13号については、議案第52号との関わりがあるわけではありますが、未定稿52号関連が正式に出てからでもいいのかなという気もしますが、私は個人的には、やはりこの陳情の内容を見れば、それと関わらず議会としての意思表示はすべきだと思いますので、都市計画税そのものに関わる市民の方々の、納税者の方々の理解をしっかりと得るという意味を含めて、私は今日、結論を出せばいいと思います。

○委員（下深迫孝二君）

私はこの52号についての見直し案も出るようなお話でございますので、こちら辺は陳情13号についても継続という形をとったらどうだろうかと思えます。

○委員長（常盤信一君）

ほかにございませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので議案第52号及び陳情第13号についての自由討議を終わります。しばらく休憩します。

[休憩 14:44]

[再開 14:51]

△ 議案第52号 霧島市都市計画税条例の一部改正について

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。それでは議案処理に入ります。議案第52号霧島市都市計画税条例の一部改正について、討論に入ります前にこの審査を採決あるいは継続にするかお諮りしたいと思います。よろしいですか。

[「はい」と言う声あり]

それでは、採決か継続かの判断をさせていただきたいと思えます。継続の意見が強いですが、継続という方ご起立を願います。

[継続審査に賛成者起立]

全会一致でありますので、継続審査の取り扱いをさせていただきます。

△ 陳情第 13 号 議案第 52 号 霧島市都市計画税条例の一部改正についての陳情書について

○委員長（常盤信一君）

次に陳情処理に入ります。陳情第 13 号について処理をいたしますが、討論に入ります前に、先ほど継続審査のお話が出ましたので、これも両方についてご意見がなければ、どちらかを選択をしていただくことでよろしいですか。

[「はい」と言う声あり]

それでは陳情第 13 号について、継続審査に賛成の方ご起立をお願いします。

[継続審査に賛成者起立]

起立者 3 人で少数ですので、採決を選択させていただきます。したがって、陳情第 13 号について討論に入ります。討論がございませうか。

○委員（植山利博君）

私は陳情第 13 号について、反対の立場で討論をいたします。都市計画税条例の一部改正に関する陳情ということでありませうけれども、この陳情の内容をしてみますと、用途地域からの除外ということを陳情の大きな柱となっているようでありませう。審査の中でも明らかになったように、溝辺地区が合併前に区画整理事業を進めようという中で、用途を張らなければ区画整備事業は導入できませんので、区画整備事業を導入する際に、用途を張られたと。その導入の時期においては、今現在、麓第一土地区画整理事業が進捗をしているわけでありませうけれども、この周辺においても、引き続き将来に向けて区画整理事業で面整備をしようということ、麓それから石峯地区を用途指定をされております。現在でも、土地利用マスタープランの中においては、麓第一土地区画整理事業の周辺、いわゆる用途を張られている地域においても、今後、将来的には区画整理事業の導入を図りながら、地域の面整備を検討していくということが、まだしっかりと方針として残っているわけでありませう。今後、そのような事業展開が将来的には私は見込まれるのではないかと考えております。また、これまで区画整備事業を導入しながら、都市計画税を課税していないということは、合併以降も霧島市の一般財源を投入しながら、この事業推進を行ってきたということもありませう。本来ならばもっと早く課税をすべきであったと。これまでの霧島市議会の一般質問の中でも、何度も多くの議員から指摘をされてきた背景もありませう。したがって、やはり、この用途地域の除外ということについては、今の状況、将来的な展望を見ても、やはり除外をすべきではないという立場で、私はおりますので、この陳情については、不採択にすべきだと思っております。議員諸兄のご協賛をお願いいたしまして、私の反対討論といたします。

○委員長（常盤信一君）

今、反対の発言がございませうが、原案に賛成の方の発言があれば求めます。ありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようでありませうので討論を終わります。採決いたします。陳情第 13 号について、原案のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立者なしであります。したがって、陳情第 13 号については、全会一致で不採択とすべきものと決定をいたしました。

△ 委員長報告に付け加える点

○委員長（常盤信一君）

ただいま、議案 52 号については、継続審査ということになりましたが、陳情第 13 号の審査に伴って委員長の報告に付け加える点がございませうたら、発言をお願いします。ございませうか。

○委員（下深迫孝二君）

私は、継続というような立場を持っていったわけでありませうけれども、今回、議案 52 号関連が出て

くることによって、この陳情とはまた異なることもあるわけですので、できることなら継続にしてほしかったという意見もあったということもつけ加えていただきたいと思います。

○委員長（常盤信一君）

ほかにごいませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので今の意見も、委員長の判断も含めながら、判断をしたいと思いますので、そう互理解をしていただきたいと思います。

△ その他

○委員長（常盤信一君）

その他、委員の皆様方から何かごいませんか。

○委員（植山利博君）

先ほど委員会の審査の中でお願いをいたしましたけれども、新たに 52 号が、どんな形で出てくるか分かりませんが、今日の未定稿のようなものが出てきても、現在のこのままであっても、12月議会の当委員会のこの 52 号の審査の時に、ぜひ市長に1度来ていただいて、市長の思いを聞きたいと思います。この税金をどう課税するかというのは最も大きな政治判断をされることだと、私は理解しておりますので、ぜひ市長に当委員会に来ていただきたいと思います、お取り計らいをお願いしたいと思います。

○委員長（常盤信一君）

12月の議会中に 52 号の新たな提案もあるかと思いますが、それを含めて市長の意見を求めたいということですが、皆さんいかがでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは、副委員長とも相談をしながら時期も含めて、判断をさせていただきたいと思います。他にごいませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、事務局のほうから何かございましたら。

○書記（宮永幸一君）

お手元のほうに、地元県会議員への要望活動についてということで、この前、所管事務調査等も行いまして大きく二つ、1枚紙に両面付けておりますけれども、事前に議員の皆様にもお配りしたところです。お配りした内容とは若干、体裁等も他の委員会から出ているところとも整理をして、若干は変わっておりますがほとんどは変わっておりませんので、総務常任委員会からの要望としては、その項目1にありますように、県の管理河川の堆積土砂等の除去についてというのと、裏面の項目2の市の円滑な権限移譲に向けた支援の充実についてという、この2点について、取りまとめをしております。あと、今度は 21 日の日に集まっていただいて、そこで他の委員会からの要望も含めて要請活動と意見交換ということになっておりますのでよろしくお願いします。それと、委員長のほうが、21日は若干、補足説明ということで説明をしていただきたいと思います。

○委員長（常盤信一君）

何かございますか。

○委員（植山利博君）

この前、僕が途中で確認をしておいてくださいと言っていた、パスポートの件を言いましたよね。コア・よかでやっている。時間の問題。県に送る時間があって、事業を初めた頃は、あそこは 9 時ぐらいまでやっていた。だからそこの受付をしていて、何か 1 日送れて県に送ったりとかしていたんだけど。

○書記（宮永幸一君）

すいません。まだ、確認を取っておりませんでした。

○委員（植山利博君）

私もちらっと聞いただけなのでどういう、県の事情だったのか、何だったのか。技術的に無理なのか。もし、パスポートに例えば、9時まであそこは大丈夫だと思って、パスポートの申請に仕事が終わってから6時ぐらいに行けば、また来てくださいということだったので。

○書記（宮永幸一君）

一回、行かれたら、もう今日は駄目だったというような話でしたよね。

○委員（植山利博君）

以前は、できていたんですけども、何か県の都合でできなくなりましたということだったから。何か対策はないのかな。私も細かい確認はできていないんです。

○委員長（常盤信一君）

今、紙で来ている分については、事務局からありましたように、県会議委員の方々には、各委員長がそれぞれ所管するところの説明することになっておりますので、それはさせていただきます。それから今出たパスポートの件については、ちょっと事前調査をしていないこともありますので、若干調べた上で、必要があれば全体のその他の項目でこの点は取り上げて要望をしたいと思いますが、それでよろしいですか。

[「はい」と言う声あり]

ほかにございませんか。

[「なし」と言う声あり]

○委員長（常盤信一君）

農振については、今日、時期列的にはいろいろ話がなかったんですが、ただ執行部の言うことと議会が言うことが全く違うでたらめな話になると困るので、そこは調整もしながらということにしたいと思いますので、今回の要望事項についてはちょっと置いといて、救急にということにはならないと思いますので、そこは理解してください。判断は国だと思いますので。他にないですか。

[「なし」と言う声あり]

なければ、その点についてはそれでご協力をお願いします。あとですね、例の陳情の17号、原発関連の陳情。先だって経産省なり、エネルギー規制委員会に行きましたけれども、これもまだ継続になっている関係ですが、取り扱いの関係ですけれども12月開会中にやるということでもよろしいですか。

[「はい」と言う声あり]

それでは陳情第17号については、12月議会の開会中に、また審査をさせていただけるようにします。その他ございませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、本日予定した審査、その他項目について、すべてを終了いたしました。以上で委員会を終わります。ご苦労様でした。

[閉会 15:06]

以上、本委員会の概要と相違ないことを認め、ここに署名する。

委員長 常 盤 信 一